

政策研究大学院大学教職員退職手当規程

平成16年4月1日
16規程第4号

改正 平成18年4月1日18規程第4号
改正 平成20年4月1日20規程第11号
改正 平成26年4月1日26規程第7号

(目的等)

第1条 この規程は、政策研究大学院大学教員就業規則（平成16年16規則第1号。以下「教員就業規則」という。）第18条及び政策研究大学院大学職員就業規則（平成16年16規則第2号。以下「職員就業規則」という。）第19条の規定に基づき、教職員（政策研究大学院大学年俸制教員の給与及び退職手当に関する規程（平成26年26規程第5号）に定める年俸制職員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 教職員に支給する退職手当の額等については、政策研究大学院大学専門職の就業に関する規程（平成20年20規程第5号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、教職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

(1) 勤続6月末満で退職し、又は解雇された場合

(2) 教員就業規則第12条第1項第2号又は職員就業規則第13条第1項第2号の規定により解雇された場合

(3) 教員就業規則第17条又は職員就業規則第18条の規定により懲戒解雇された場合

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）の例により算定した額とする。

(国立大学法人間を異動する教職員に対する退職手当に係る特例)

第4条 教職員が引き続き他の国立大学法人教職員となるため退職し、かつ、引き続いて他の国立大学法人教職員（当該国立大学法人の退職手当に関する規則等において、引き続いて当該国立大学法人に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該国立大学法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。以下この条において同じ。）となつた場合におけるその者の他の国立大学法人教職員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとし、この規程による退職手当は支給しない。

2 他の国立大学法人教職員が引き続き教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となつた場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の他の国立大学法人教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(国等の機関から復帰した教職員に対する退職手当に係る特例)

第5条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国又は退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等、若しくは地方公共団体（当該地方公共団体の退職手当に関する条例において、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。）（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び教職員となつた者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続

いて教職員となった場合におけるその者の教職員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(教職員が復帰を前提として役員に任命された場合等の取扱い)

第6条 教職員が、役員退任後教職員として復帰することを前提に政策研究大学院大学（以下「本学」という。）の役員に引き続き採用された場合は、教職員の当該退職に対する退職手当は支給しないもののとし、本学の役員の任期満了後引き続き教職員となり、復帰後の当該教職員が退職するときに教職員及び役員の在職期間を通算した勤続期間に対する退職手当を支給するものとする。

- 2 教職員が、役員退任後教職員として復帰することを前提としないで本学の役員に引き続き採用された場合は、教職員の当該退職に対する退職手当を支給するものとする。
- 3 前項の当該教職員の退職手当の額は、次の各号のうち該当するものを適用する。
 - (1) 勤続期間が20年未満の期間については、退職手当法第3条第1項
 - (2) 勤続期間が20年以上25年未満の期間については、退職手当法第4条第1項
 - (3) 勤続期間が25年以上の期間については、退職手当法第5条第1項

(専門職と教職員の職種間異動をする者の退職手当の取扱い)

第7条 教職員から引き続き専門職に異動した場合、若しくは、専門職から引き続き教職員に異動した場合は、新たな職に異動する前日に自己都合退職したものとみなして、本規程に基づき退職手当を支給する。

(退職手当の支給方法等)

第8条 退職手当の支給方法等については、退職手当法の例による。

(その他)

第9条 学長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の適用を受けた教職員が退職するときは、その者の退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を教職員としての在職期間とみなす。
- 3 政策研究大学院大学教職員給与規程（平成16年規程第3号）第5条に規定する給料表の適用を受けない教職員のうち学長が定める教職員が引き続き6月を超えて勤務した後退職し、又は任期が満了した場合の退職手当は、退職又は任期満了の日における給料月額に勤続1年につき100分の30の割合を乗じて得た額を退職又は任期満了時に支給する。

附 則（平成18年4月1日18規程第4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日20規程第11号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26規程第7号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。